

(様式第1号)

会議録     会議要旨

会議の名称	令和4年第7回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和4年10月27日(木) 午前9時30分～正午
場所	芦屋市役所 南館4階 大会議室
出席者	委員 岡 絵理子、西野 雄一郎 欠席委員 武田 重昭、小池 志保子、佐久間 康富 届出者 申請者等 事務局 長良まちづくり担当課長、岡本係長、福井主査、寺嶋係員
事務局	都市計画課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

○会議次第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について
    - ア 共同住宅(楠町82番1外)
    - イ 物販・診療所(朝日ヶ丘町320番外)
    - ウ 事務所・物販(楠町26番2外)
  - (2) その他
- 3 閉会

○提出資料

大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

○審議内容

- (1) 共同住宅(楠町82番1外)

令和4年10月17日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

  - ・ 計画地南側道路沿いの植栽帯については、壁面のセットバックや外構計画の工夫を行うことにより連続性を持たせること。また、緑豊かな通り景観の形成に寄与するための樹木の育成環境を十分に確保すること。
  - ・ 計画地北側道路沿いの外構については、歩行者等からの視認性を意識し、透過性のあるフェンスを設置するなど、周辺への圧迫感を軽減させるよう配慮すること。
  - ・ 壁面の材料や色彩、分節や雁行等の仕上げ、上層階のセットバック等の工夫により、圧迫感を軽減させるよう配慮するとともに、バルコニー等に設置する屋外設備は周囲から見えないように工夫すること。
- (2) 物販・診療所(朝日ヶ丘町320番外)

令和4年10月17日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地は幹線道路の交差点に位置しているため、壁面の雁行や分節化、適切な素材の選択等の工夫により、道路に面して長大な壁面とならないよう計画すること。特に、交差点から視認性の高い南東角については、圧迫感の軽減や屋外広告物の素材・配置など工夫すること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく、目隠し壁、ゴミ置き場などの外構部については、敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、使用する材料や配置等も含めて建築物と一体的にデザインし、とりわけ南東角及び接道面について、地域の景観を向上させるような質の高い仕上がりを検討すること。また、植栽帯の育成環境についても意識して植栽計画を検討すること。
- ・ 植栽計画については、沿道の街路樹と一体となり、緑豊かな通り景観を演出できるような樹木の配置や樹種を適切に選択すること。特に、南東角については、まちかどを彩る意識を持って計画すること。
- ・ 建築物に附属して広告物を掲出する場合には、建築物および周辺の景観との調和に配慮した計画とすること。

### (3) 事務所・物販（楠町26番2外）

令和4年10月17日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 建築物の壁面については、最高高さの抑制や壁面後退等によりスケール感を軽減するとともに、適切な材料や色彩の選択等の工夫により、周辺の景観に配慮した落ち着いたあるまちなみ形成に寄与する計画とすること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく、沿道空間の修景についても敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、車路の舗装材選択、植栽の適切な配置、アイストップとなる植栽帯を設けるなど工夫を凝らすこと等により、建築物と一体的にデザインし、緑豊かで連続的な景観形成を図ること。また、植栽については、景観上意味のある位置に計画すること。
- ・ 計画地内の車路や南側出入口の配置については、計画地の用途、隣接地店舗の利用状況、国道の歩道形態等を十分に考慮し、人や車の動線を意識しつつ、安全で開放感のある外構計画となるよう工夫を凝らすこと。
- ・ 建築物に附属する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし、植栽等による修景に努めること。また、建築物に附属して広告物を掲出する場合には、建築物および周辺の景観との調和に配慮した計画とすること。